

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清寿会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条及び評議員選任・解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、役員及び評議員及び外部委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び外部委員と併せて役員等という。

(役員等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員等に対しては、支給しない。また、役員等の地位にあることのみによっても支給しない。

(理事会・評議員会・評議員選任解任委員会の出席報酬等)

第4条 役員等が理事会、評議員会、監査、評議員選任解任委員会等（以下「各会議等」という。）に出席した場合、役員旅費規程第3条を適用し支給する。

(役員等の勤務報酬等)

第5条 常勤及び非常勤役員等が理事長の命令により職務執行した際の報酬等は、別表1に定める額とする。

(報酬等の支給方法及び支給日)

第6条 各会議等への出席など法人・施設運営のための業務に従事した都度、支給する。

2 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給する。

3 常勤役員へ報酬及び賞与を支給する場合は、給与規程第5条及び第22条を適用し支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に準じて、支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

1 この規程は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

別表 1

役 職 名	報 酬 額
理事長	年間 800 万円以内
常勤理事	日当 1 万円
非常勤理事	〃
監 事	〃
評議員	〃
外部委員	〃

※理事長の報酬総額は、賞与も含む